

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

〔平成18年法律第47号〕

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律をここに公布する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第一節 政策金融改革(第四条—第十四条)

第二節 独立行政法人の見直し(第十五条・第十六条)

第三節 特別会計改革(第十七条—第四十一条)

第四節 総人件費改革(第四十二条—第五十七条)

第五節 国の資産及び債務に関する改革(第五十八条—第六十二条)

第六節 関連諸制度の改革との連携(第六十三条—第六十七条)

第三章 行政改革推進本部(第六十八条—第七十八条)

附則

第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第一節 政策金融改革

(独立行政法人等の融資等業務の見直し)

第十四条 政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務(資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。)の在り方について見直しを行うものとする。

- 一 独立行政法人のうち、平成十八年度から平成二十年度までの間に初めて中期目標の期間(独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第五十二条において同じ。)が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務
- 二 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち、現行政策金融機関、住宅金融公庫及び株式会社であるものの以外のものが、その目的を達成するために行う融資等業務
- 三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人のうち、

法令に基づく融資等業務を行うもの又は国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものが行う当該融資等業務

第二節 独立行政法人の見直し

(国の歳出の縮減を図る見地からの見直し)

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間(独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。)が終了する独立行政法人(日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。)を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項(日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し)

第十六条 平成十八年度から平成二十年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行うものとする。

第四節 総人件費改革

(趣旨)

第四十二条 総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。)、特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員についても、これに準じた措置を講ずることにより、これらの者に係る人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。

2 前項の総人件費改革を推進するに当たっては、平成二十七年度以降の各年度における国家公務員の人件費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意するものとする。

(国家公務員の純減)

第四十三条 政府は、平成二十二年度の国家公務員の年度末総数を、平成十七年度の国家

公務員の年度末総数と比較して、同年度の国家公務員の年度末総数の百分の五に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定する「国家公務員の年度末総数」とは、次に掲げる数の合計数をいう。

一 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第二条及び第三条に規定する定員の当該年度末における数

二 特定独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)の常時勤務に服することを要する役員及び同法第六十条第一項に規定する常勤職員の当該年度の一月一日における数

三 前二号に掲げる国家公務員以外の常時勤務に服することを要する国家公務員(国際平和協力隊の隊員並びに郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社の役員及び職員で常時勤務に服することを要するものを除く。)の法律に定められた数又は法律の規定に基づき定められた数の当該年度末における数

(特定独立行政法人の見直し)

第五十二条 平成十八年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとする。

(独立行政法人等における人件費の削減)

第五十三条 独立行政法人等(独立行政法人(政令で定める法人を除く。))及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。)は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

2 独立行政法人等を所管する大臣は、独立行政法人等による前項の規定による人件費の削減の取組の状況について、独立行政法人通則法(国立大学法人等にあつては、国立大学法人法)の定めるところにより、的確な把握を行うものとする。